

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	国立市教育委員会
指定したモデル地域名	国立市

概 要

地域内の全学校・園数（平成 26 年 1 月 1 日現在）

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
9 園	10 校	5 校	4 校	校	校	28 校・園

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

国立市における特別支援学級の設置状況は市立小学校 8 校中 4 校、市立中学校 3 校中 2 校に設置している。通級指導学級の設置状況は市立小学校 8 校中 3 校（1 校は併設）、市立中学校 3 校中 1 校に設置している。

特別支援学級には、教職経験者や教員免許を有する者を特別支援学級補助員として配置し、特別支援学級担任と連携しながら、教員の指導補助、交流及び共同学習の支援など、児童生徒の障害の種類や程度に応じた指導を行っている。

通常の学級への支援としては、各校に 1 名、教職経験者や教員免許を有する者を特別支援教育支援員として配置し、発達の課題等がみられる児童生徒の学習面・生活面の個別の支援を推進している。

更に総合的な取組として、特別支援教育を円滑に推進するとともに、教育、医療、心理等の専門的な立場から、児童生徒、保護者、教職員への適切な支援を行うため、特別支援教育専門家チームを設置し、学校等からの要請に基づき派遣している。

国立市は小学校 8 校、中学校 3 校と比較的小規模の市である。面積規模でも全国 4 位の小規模であり、教育活動においてもコンパクトな連携が図られている。国立市立学校を総括的に支援する組織として、国立市学校支援センターを設置し、本事業においてもスクールクラスターの中核として、事業推進に取り組んだ。

以上の点を踏まえて、国立市内全域をモデル地域と指定した。

2. 取組の概要

【教育委員会が行った取組や工夫】

(1) モデル地域内の学校間の連携を深めるために行った取組

① 教育委員会事務局の体制

教育委員会事務局にモデル事業担当課長（統括指導主事）を配置し、事業全体の進行管理や合理的配慮協力員への指導・助言、事業評価を行った。合理的配慮協力員を国立市学校支援センターに配置し、役割に応じて各校へ派遣するとともに業務管理を行った。

② 国立市学校支援センターの設置

国立市立学校の教職員の資質の向上を図り、教育活動の支援体制を整えるために、国立市学校支援センターを設置した。特別支援教育に関しても、特別教育支援員の配置及び資質向上のための研修等を実施した。

③ 学校間の連携の強化

特別支援学級・通級指導学級の連携を強化するための連絡会を定期的に開催し、支援対象である児童生徒の教育的ニーズに応じた支援方法について検討した。

特別支援教育コーディネーターを対象とした連絡会を開催し、特別支援教育に関する方針・施策の周知、各校の支援体制についての情報交流を進めた。

④ 特別支援教育支援員の研修体制の構築

学校に配置している特別支援教育支援員の資質向上を図るために、国立市学校支援センターにおいて、定期的に連絡会・研修会を開催し、実践事例に係る情報共有等を通して支援の資質向上を図った。

(2) その他の取組

① 合理的配慮協力員を、学校配置ではなく国立市学校支援センター配置とすることで、学校のニーズに応じた訪問等ができる体制を整えた。

② 特別支援学級及び通級指導学級設置校において、学級を校内の教育資源として位置付け、教育的ニーズにあった多様な学びの場が活用できるよう、校内の弾力的な運用としての長期的な体験学習を進める体制を整えた。

【モデル地域内における取組】

(1) 学校間の連携を充実させる連絡会等の開催

特別支援学級及び通級指導学級の担任連絡会を定期的に位置付け、児童生徒の教育的ニーズに応じた合理的配慮について、交流及び共同学習を推進することを視野に検討した。特別支援教育コーディネーター連絡会を定期的に開催し、方針・施策の連絡及び情報共有を推進した。

(2) 合理的配慮協力員による学校訪問指導

特別支援教育の専門性の高い人材を合理的配慮協力員として配置し、市内小・中学校を訪問して、特別支援教育支援員の支援対象となっている児童生徒につい

て、発達検査等の情報を踏まえて、実際の支援場面の参観、支援方法について指導・助言した。

(3) 特別支援教育支援員の組織的な対応

国立市学校支援センターにおいて、各学校に配置している特別支援教育支援員の研修会を定例的に実施した。市内3ブロックにリーダー支援員を配置し、支援の状況を訪問指導する体制を構築した。研修会・連絡会では、合理的配慮協力員からの指導、特別支援学級や通級指導学級担任からの助言をとおして、支援員の専門性の向上及び学校の支援体制の充実を図った。

(4) 合理的配慮検討プロジェクト

通常の学級における合理的配慮について検討するため、各校1名以上のメンバーが集まり、合理的配慮検討プロジェクトを発足し、合理的配慮の11観点について、日常の教育活動でのチェックポイントの整理・検討を行い、教員向け啓発資料を作成した。

3. 成果及び課題

(1) 成果

地域性を生かして、学校単独ではなく、学校間や教育委員会・福祉部局との連携を踏まえた推進をすることができた。今後、支援体制の更なる充実を図っていくためには、教育資源が互いに連携し合う体制をつくる必要性も明らかになった。スクールクラスター地域としてモデル事業に取り組むことで、複数の教育資源が連携した支援体制を整備する事ができた。

平成25年度に開設した国立市学校支援センターを基盤とする学校支援体制を構築し、市内を3つのブロックに分けたブロックリーダー支援員を中心とする組織体制が整い、定期的な連絡会・研修会を通して、特別支援教育支援員の専門性や支援内容の向上が図られた。また、合理的配慮校協力員が学校を巡回訪問し、支援の実態を踏まえた助言をすることで、支援方法の改善が図られ、個々の教育的ニーズに応じた支援の充実が図られた。

(2) 課題

モデル事業実施上の課題としては、事例に応じた機動性のある教育資源の連携を図ることはできたが、計画的、組織的な支援体制の充実を図る必要がある。

また、児童生徒の個別ニーズに応じた合理的配慮を検討・改善を図ってきたが、改善の結果を適切に評価・改善できるよう、継続的に進める必要がある。

以上の課題を踏まえて、次年度以降の重点課題を以下のとおり設定する。

- ① 連続性のある多様な学び場の充実
- ② 学校間の特別支援教育に関する教育資源を相互活用できる体制構築
- ③ 特別支援教育アドバイザーの学校訪問指導
- ④ 合理的配慮検討プロジェクトによる実践事例の検討